

○国家公安委員会告示第五十一号

古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、及び古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十二条第一項の規定に基づき、行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成七年国家公安委員会告示第七号）の一部を次のように改正し、古物営業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月二十四日）から施行することとしたので、告示する。

平成三十年十月二十二日

国家公安委員会委員長 山本 順三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後

(承認を受けることができる団体)

第一条 古物営業法施行規則(次条において「規則」という。)第十二条第一項の国家公安委員会が定める団体は、一般社団法人又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項(第三号及び第四号を除く。)に規定する中小企業団体(以下「一般社団法人等」という。)であつて、次の要件を満たすものとする。

〔一・二 略〕

三 その役員のうち古物営業法(昭和二十四年法律第百八号。以下「法」という。)第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者その他犯罪の防止及びその被害の迅速な回復を図る上でふさわしくないと思はれる者がいるものでないこと。

〔四・五 略〕

(電磁的記録媒体による手続)

第二条の二 次に掲げる書類の前条の規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第三号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

改正前

(承認を受けることができる団体)

第一条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 その役員のうち古物営業法(昭和二十四年法律第百八号。以下「法」という。)第四条第一号から第五号までのいずれかに該当する者その他犯罪の防止及びその被害の迅速な回復を図る上でふさわしくないと思はれる者がいるものでないこと。

〔四・五 同上〕

(フレキシブルディスクによる手続)

第二条の二 次に掲げる書類の前条の規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第三号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

「一〇六 略」

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

(標識の様式の承認の基準)

第四条 標識の様式に係る承認の基準は、次のとおりとする。

「一〇六 同上」

2|| 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3|| 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

4|| 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5|| 第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の名称

二 提出年月日

(標識の様式の承認の基準)

第四条 「同上」

一 営業所（仮設店舗を含む。）又は古物市場のいずれに係る標識であるかが明らかになるものであること。

〔二〇六 略〕

（電子情報処理組織による手続）

第八条 「1〃3 略」

4 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書であつて、国家公安委員会が第一項に規定する国家公安委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。

一 営業所（露店を含む。）又は古物市場のいずれに係る標識であるかが明らかになるものであること。

〔二〇六 同上〕

（電子情報処理組織による手続）

第八条 「1〃3 同上」

4 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書であつて、国家公安委員会が第一項に規定する国家公安委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。

別記様式第2号(第2条関係)

承 認 申 請 書	
<p>行商従業者証等の様式の承認に関する規程第2条の規定により申請をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称及び住所 (印)</p>	
(ふりがな)	-----
名 称	
法 人 の 種 別	1 一般社団法人 2 中小企業団体 ()
所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
標 識	標識の種類 1 営業所又は仮設店舗 2 古物市場
	色 標 識 の 様 式
<p>記載要領</p> <p>1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。</p> <p>2 「標識の様式」欄には、図示して記載するものとし、その大きさ及び材質を明示すること。</p> <p>3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号(第2条関係)

承 認 申 請 書	
<p>行商従業者証の様式の承認に関する規程第2条の規定により申請をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称及び住所 (印)</p>	
(ふりがな)	-----
名 称	
法 人 の 種 別	1 一般社団法人 2 中小企業団体 ()
所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
標 識	標識の種類 1 営業所又は露店 2 古物市場
	色 標 識 の 様 式
<p>記載要領</p> <p>1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。</p> <p>2 「標識の様式」欄には、図示して記載するものとし、その大きさ及び材質を明示すること。</p> <p>3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考
表中の「」は注記である。

別記様式第3号（第2条の2関係）

フレキシブルディスク提出票

行商従業者証等の様式の承認に関する規程第2条の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会 殿

提出者の名称及び住所

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

記載要領

- 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 3 該当事項がない欄は、省略すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。